

教会支援規定

2006年11月23日 制定

2007年 3月21日 改訂

2012年 3月20日 改訂

2019年11月23日 改訂

(目的)

第1条 この規定は、日本聖約キリスト教団（以下「教団」という）が、教団の所属する教会（以下「教会」という）の中で、特に教職者給与の支援を必要とする教会に対しての支援に関する事項を定めることを目的とする。

(支援の原資、及び予算)

第2条 各教会からの教務費等支援献金、及び教務費等支援特別献金を原資とし、教務費等支援費（給与・社会保険料）として教団より支出することにより支援を行う。

教務費等支援献金、及び教務費等支援特別献金の金額が、教務費等支援費（給与・社会保険料）の予算額に満たない部分については、教団の予算内において、教団が支出する事により支援を行う。

(支援の対象)

第3条 教団は、各教会の教務費の実績（教団の予算作成時前の直近12か月間、または前年度の実績）または支給見込み額が、教職者給与基準表の下限額（下限額の12か月分）に満たない教会に対して、教職者給与基準表の下限額（下限額の12か月分）を満たす事を目標に支援を行う。

ただし自立教会が教団の指導を受けて副牧師を迎える場合、責任役員会の承認を経てこの副牧師を支援の対象とすることができる。

(支援の期間、及び申請方法)

第4条 一教会につき、一期3年間、最長二期6年間連続の支援とする。

支援を必要とする教会は、別途定める申請用紙にて、一期毎に支援を申請するものとする。

支援を受けようとする教会は、責任役員会に対して自給に至る計画を提示し、責任役員会の承認を得なければならない。

支援開始から3年経過後、及び支援終了後に、教会は、教団と今後の教会運営について協議するものとする。

(教会支援費の使途)

第5条 教会は、本支援を教職者の教務費、または教会負担分の社会保険料に使用するものとする。

(支援教会の基準)

第6条 教会は、前年度において、教団什一献金が、什一献金対象献金収入（宗教活動収入の内、礼拝献金・月定献金・特別献金を足したもの）を10で除した額に対して、95%以上であることを必要とする。

また、什一献金対象収入に対して、教務費実績または支給見込み額の比率が、65%以上であることを支援の基準とする。

(補足)

第7条 教団は、教団の財政状況、及び教会の財務状況の回復などを理由に支援の減額、または中止を判断する場合がある。

また、原則として、嘱託教職者は支援の対象から除く。

(制定、改廃)

第8条 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定、または改廃されるものとする。

2 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定、または改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経た後、施行されるものとする。